

第9回 龍郷町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年9月25日 金曜日 9:00～10:13
2. 開催場所 役場 第2会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	恵島 廣光	6	飯田 圭太郎
2	川元 美咲	7	西田 栄三郎
3	柳 東洋男	8	星村 昌雄
4	岡山 千カ子	9	重山 末吉
5	大江 強		

農地利用最適化推進委員

地区	氏名
龍北	藤山 博文
龍南	濱田 好矢
赤徳	節和 祐介

4. 欠席委員 なし
5. 農業委員会事務局職員 事務局長 迫地 政明 次長 満尾 憲一郎
主査 小林 淳一 任用職員 鹿山 千鶴
6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第23、24、25号、報告第4号
- 第4 協議事項
- 第5 その他

○議事

議	長	(重山会長) おはようございます。本日の出席委員は9名中9名で定数に達しておりますので会は成立です。ただいまから、令和8年第9回龍郷町農業委員会定例会を開催します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。
---	---	---

《日程第1》

議	長	(重山会長) 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本定例会の議事録署名委員は会議規則第42条の規定によって、7番 西田栄三郎委員、及び8番 星村昌雄委員を指名いたします。
---	---	--

《日程第2》

議	長	(重山会長) 日程第2、諸般の報告を行います。諸般の報告については、活動記録簿の提出により報告を省略いたします。なお、本会議において特別に報告が必要な事項があれば、《日程第5》その他で発言をお願いします。
---	---	--

《日程第3》

議 長	(重山会長) 日程第3、議案第23号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。議案第23号1番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	(満尾次長) 議案第23号の議案書をご覧ください。非農地証明願いについて、1議案2件です。非農地証明交付申請の承認について。令和8年9月25日提出。 1番 農地の所在、大字「大勝」、字「山ノ田」、地番「891」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域外」、都計区分「都市計画区域外」、面積「991㎡」、権利種別「非農地証明」、所有者「〇〇 奄美市〇〇」説明します。申請地は、雑草・大木等が茂っており、農地として復旧することは非常に困難な状況であるとして、非農地の証明を願いたいと申請しています。資料として「非農地現況調査意見書」を配布してありますので参考としてください。以上で議案第23号1番の朗読並びに説明を終わります。
議 長	(重山会長) ただ今の説明に関連して、大勝地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
6 番	(大勝地区担当 飯田委員) 議案第23号1番非農地証明について報告いたします。令和8年9月17日、代理人〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について現地調査、並びに関係人からの聴き取りをしましたので報告をいたします。 申請地は、30年以上前から放棄地となっており、現在は雑草が生い茂っています。また、周囲は傾斜地で囲まれ、下には水溜りがあり、沼地化しています。調査の結果、農地としての機能を喪失しております。申請に必要な添付書類等については、議案に示されております。ご審議くださるようお願い申し上げます、報告と致します。
議 長	(重山会長) 次に、事前協議の内容及び結果について、担当委員から説明をお願いします。
7 番	(事前協議担当 西田委員) 議案第23号1番について令和8年9月17日、重山会長、事務局、協議担当者恵島委員と西田の6人で協議したことについて、報告いたします。 非農地として証明する目的、信用面、面積について、適当であると判断しました。また、非農地として証明した場合に周辺の農地等へ与える影響について、無いと判断しております。以上、協議しました結果、当該農地は形もいびつで、取付道路もなく、雑木等も繁っており、周囲より土地が低く沼地化しているという報告もありましたので、農地へ復旧するには多額の出費が必要であることから非農地承認はやむを得ないと判断したことをご報告いたしますので、ご審議ください。

議	長	(重山会長) これより質疑に入ります。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。 質疑ございませんか。それでは採決します。 議案第 23 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員です。したがって議案第 23 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 23 号 2 番を議題とします。議案第 23 号 2 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
		(満尾次長) 続きまして 2 番 農地の所在、大字「中勝」、字「上中勝」、地番「178-3」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、都計区分「白地」、面積「253 ㎡」、権利種別「非農地証明」、所有者「□□ 龍郷町□□」、 説明します。申請地は、長年、休耕放棄しており、また、周りは住居が多く狭小であるとして、非農地の証明を願いたいと申請しています。資料として「非農地現況調査意見書」を配布してありますので参考としてください。以上で、議案第 23 号 2 番の朗読並びに説明を終わります。
議	長	(重山会長) ただいまの説明に関連して、中勝地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
2	番	(中勝地区担当 川元委員) 議案第 23 号 2 番非農地証明について報告いたします。令和 8 年 9 月 17 日、所有者□□氏立会いのもと、重山会長、濱田推進委員、事務局、私の 6 人で議案表示の土地について現地調査、並びに関係人から聞き取りを行いましたので報告いたします。 申請地は、歴代の所有者を含め、現在の所有者が把握している限り、一度も栽培された事のない土地であり、現状は木々が茂り、荒廃地となっております。そのため、農地性を喪失しています。また、所有者である□□氏は、周囲の民家に迷惑がかかることを心配されております。申請に必要とする書類等については、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ報告いたします。
議	長	(重山会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
7	番	(事前協議担当 星村委員) 第 23 号 2 番について令和 8 年 9 月 17 日、会長、事務局、協議担当西田委員と恵島の 6 人により協議したことについて恵島が報告いたします。 非農地の目的について、信用面について、面積について、適当であると判断しました。非農地として証明した場合、周辺の農地等へ与える影響については無し、と判断しました。以上を事前協議の結果として報告しますのでご審議ください。

議 長	(重山会長) これより質疑に入ります。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。 質疑ございませんか。質疑無し、と認めます。それでは採決します。 議案第 23 号 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員です。したがって議案第 23 号 2 番は原案のとおり承認することに決定いたします。 次に議案 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案 24 号 1 番 2 番 3 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事 務 局	(満尾次長) 議案第 24 号の議案書をご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 議案 3 件です。農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和 8 年 9 月 25 日提出。 1 番 農地の所在、大字「浦」、字「浦道」、地番「1143-1」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」面積「403 ㎡」、権利種別「有償移転」、譲渡人「□□氏 龍郷町□□」、譲受人「○○氏 龍郷町○○」。説明します。申請人は、農地拡大で農地を取得しようとするもので、営農計画書にはバナナを栽培し年間 10 万円程度の売り上げを計画しています。 続きまして 2 番 農地の所在、大字「浦」、字「浦道」、地番「1153」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」面積「1,537 ㎡」、権利種別「有償移転」、譲渡人「◇◇氏 龍郷町◇◇」、譲受人「○○氏 龍郷町○○」。説明します。申請人は、農地拡大で農地を取得しようとするもので、営農計画書には野菜とありましたので現地調査で確認したところトマト・カボチャ・冬瓜等を栽培するようで年間 20 万円程度の売り上げを計画しています。 続きまして 3 番 農地の所在、大字「浦」、字「八枚又」、地番「1179」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域内」面積「719 ㎡」、権利種別「有償移転」、譲渡人「▽▽氏、外 2 名 兵庫県▽▽」、譲受人「○○氏 龍郷町○○」。説明します。申請人は農地拡大で農地を取得しようとするもので、営農計画書にはバナナを栽培し、年間 25 万円程度の売り上げを計画しています。 以上で、議案第 24 号の朗読並びに説明を終わります。
議 長	(重山会長) ただいまの説明に関連して、浦地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
4 番	(浦地区担当 岡山委員) 議案第 24 号 1 番について、令和 8 年 9 月 17 日○○氏、会長、節和推進委員、事務局、岡山の 7 人の立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聞き取りをいたしましたので報告いたします。譲受人○○氏は、譲渡人□□氏から、経営規模拡大のため農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。

		(浦地区担当 岡山委員) 議案第 24 号 2 番について、令和 8 年 9 月 17 日〇〇氏、1 番と同じ調査員の立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聞き取りをしましたので報告いたします。譲受人〇〇氏は、譲渡人◇◇氏から、経営規模拡大のため農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。
4	番	議案第 24 号 3 番について、令和 8 年 9 月 17 日〇〇氏、1 番 2 番と同じ調査員の立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聞き取りをしましたので報告いたします。譲受人〇〇氏は、譲渡人▽▽氏から、経営規模拡大のため農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。 許可申請に必要とする添付書類等については、議案に表示されています。ご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。
議	長	(重山会長) 次に、事前協議の内容及び結果について、担当委員から説明をお願いします。
7	番	(事前協議担当 西田委員) 当案件に関しましては、譲受人が同じであるため、事前協議は 3 件まとめて報告いたします。 議案第 24 号の 1 から 3 番について、令和 8 年 9 月 17 日、会長、事務局、協議担当者恵島委員と西田の 6 人で協議したことについて、西田が報告いたします。農地の権利を助する目的について、3 件とも適当であると判断しております。また、農地の権利を移動する信用面においても、適当であると判断しました。農地の権利を移動する面積に関しまして、適当であると判断しました。農地の権利を移動した場合に、周辺の農地等へ与える影響についても、影響無し、と判断しております。申請人においては過去の権利異動においても遅滞なく作付けを実施しており、今回も確実であろうと判断しました。 以上、3 件の事前協議の結果として、農地の取得は適当と判断したことを報告いたしますのでご審議下さい
議	長	(重山会長) これより質疑に入ります。ただ今の説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
5	番	(大江委員) 農地取得の目的なのですが、これだけの農地を 50 万、200 万、60 万で購入しておりますが、植えるものの売り上げ予定は年間約 50 万です。将来の目的等、そういったものは聞いておりませんか。
4	番	(岡山委員) 報告します。〇〇氏は、祖父が■■農園をやっておられまして、見よう見まねで色々と約束したことを 1 つずつ計画的にやっておりますので、心配は不要と思います。農業委員としても協力して育てていきたいと思い、現地を見てまいりました。以上です。

議 長	(重山会長) 他に質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。採決は1件ずつ行います。 まず、議案第24号1番について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員です。したがって、議案第24号1番は原案の通り許可することに決定いたしました。 続きまして議案第24号2番について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員です。したがって議案第24号2番は原案の通り許可することに決定いたしました。 続きまして議案第24号3番について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員です。したがって議案第24号3番は原案の通り許可することに決定いたしました。 続きまして、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。議案第25号1番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事 務 局	(満尾次長) 議案第25号の議案書をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1議案3件です。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年9月25日提出。 1番 農地の所在、大字「龍郷」、字「コハマ」、地番「69-3」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農振地区域外」、面積「582㎡」、権利種別「所有権移転」、譲渡人「◇◇氏 龍郷町◇◇」、譲受人「〇〇株式会社 東京都〇〇」。 説明します。申請者は、東京都港区に本社を置く企業であり、事業拡大の観点から申請地に宿泊施設を建築するために申請するものです。申請地は耕作の行われていない農地であります。周囲は主に雑種地・宅地に囲まれた農地となっており、宿泊施設の一部を転用するものです。このような要件から、今回転用することで、周辺部農地への影響は少なく、転用はやむを得ないものと考えられます。 以上で議案第25号の朗読並びに説明を終わります。
議 長	(重山会長) ただいまの説明に関連して、浦地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
1 番	(浦地区担当 岡山委員) 1番について、令和8年9月17日、代理人の行政書士□□氏立会いのもと、議案表示の土地について、現地調査並びに関係者からの聞き取りをいたしましたので、報告いたします。譲受人〇〇株式会社は、譲渡人◇◇氏から、菜園、通路の建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。許可申請に必要とする書類については、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ、報告といたします。なお、現地調査は、会長、事務局、藤山推進員、恵島の6人で調査いたしました。

議	長	(重山会長) 次に、事前協議の内容及び結果について、担当委員から説明をお願いします。
7	番	(事前協議担当 西田委員) 第 25 号 1 番について令和 8 年 9 月 17 日、会長、事務局、協議担当者恵島委員と西田の 6 人により協議したことについて報告いたします。転用目的、資金力、信用性、申請面積等におきまして、適当であると判断しました。周辺の農地等での支障の有無についても、協議では影響なしと判断しております。また、申請要項に遅滞なく実施することについても、確実性に関しましては確実であると判断しております。 なお、この申請会社の代表者が龍郷集落出身でありまして、地元に貢献したいとのことでしたと聞いております。資料の 14 ページ、15 ページの集落説明会、これも令和 8 年 6 月 9 日に実施済みであります。会に参加した集落の方々から、申請に関しては問題なく地元で歓迎しているとのことでした。 この土地の取得に関しましては、お手元の資料の 10 ページにあります事業スケジュールに沿いまして、早急に進める予定とのことなので、事例協議としては、取得はやむを得ないと判断いたしましたので、報告いたします
議	長	(重山会長) ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
5	番	(大江委員) この申請ですが、駐車場の造成ということで良いのでしょうか。議案書の 8 ページの図案上で、左から 3 番目の部分が今回の申請地ですが、申請地には建築物は予定されていません。しかし概算スケジュールには建築の予定が載っています。なぜ住民説明会まで必要だったのでしょうか。
事	務	(満尾次長) 回答します。まずこちらのスケジュール表ですが、今回申請があった農地と、周辺の農地ではない土地を跨って事業を行う、施設全体を作るためのものとなっております。住民への説明会というのはこの申請地についてのみの説明ではなく、この地域において運営する当該施設について住民に理解してもらう、というためのものです。そういった流れがありますので全体のスケジュールを載せています。農業委員会としましては、施設全体の建物配置図とスケジュールがないと判断できませんので提出していただきました。
5	番	(大江委員) 今後も駐車場の造成、という目的で 5 条申請が可能という事でしょうか。
事	務	(満尾次長) 今回は、複数の土地を跨って行う予定の事業で、その一部が農地であったため駐車場への転用ということになりますが、そもそも駐車場への転用で 5 条申請するのは禁止されておられません。しかし、採決するかどうかはまた別の話ですので、それは農業委員で判断していただくことになります。

		(重山会長) 他に質疑ございませんか。
議	長	質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第 25 号 1 番について原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員です。したがって、原案第 25 号 1 番は原案の通り承認することに決定いたしました。 次に、議案第 25 号 2 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事	務 局	(満尾次長) 2 番 農地の所在、大字「芦徳」、字「瀬レン」、地番「901」、地目 登記簿「田」、現況「畑」、農振区分「農振地区域外」、面積「684 m²」、権利種別「所有権移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町〇〇」、譲受人「株式会社□□ 代表取締役□□氏 東京都□□」 説明します。申請者は、東京都□□に本店を置く宿泊施設等の経営者であり、事業拡大の観点から申請地に貸別荘を建築するために申請するものです。申請地の近隣は主にサトウキビの栽培が行われていた農地であり、周囲は海岸に面し休耕地に囲まれた農地となっております。このような要件から、今回転用することで、周辺部農地への影響は少なく、転用はやむを得ないものと考えられます。なお、この申請者においては令和 6 年度に芦徳地区 3 か所での貸別荘建築を計画しており、1 か所目が令和 7 年第 11 回定例総会で可決された経緯があります。そして今回、2 か所目を申請するものであり、3 か所目は取りやめになったということです。 以上で議案第 25 号 2 番の朗読並びに説明を終わります。
議	長	(重山会長) ただいまの説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
8	番	(芦徳地区担当 星村委員) 議案第 25 号 2 番について、令和 8 年 9 月 17 日に代理人の行政書士▽▽氏立会いのもと、議案表示の土地について現地調査並びに関係人からの聞き取りをいたしましたので報告いたします。譲受人 株式会社□□ □□氏は、譲渡人の〇〇氏から貸別荘建設のため、農地法の権限に基づく土地の転用をしようとするものであります。許可申請に必要な書類等については、議案に示されています。ご審議のほどよろしくお願い申し上げ、報告といたします。なお、会長、事務局、節和推進員と私の 6 名で立ち会いました。
議	長	(重山会長) 次に事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。

1	番	(事前協議担当 恵島委員) 議案 25 号 2 番について、令和 8 年 9 月 17 日、重山会長、事務局、協議担当西田委員、私恵島の 6 人により協議したことについて報告いたします。転用目的において適当、信用性についても適当、申請面積も適当、周辺の農地の影響についてもなし。申請要項に遅滞なく実施することについても確実と判断しました。以上、事前協議の結果として報告いたします。
会	長	(重山会長) これより質疑に入ります。ただいまの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
6	番	(飯田委員) 21 ページの衛星地図で、周りにあった農地は現在使われているのでしょうか。
8	番	(芦徳地区担当 星村委員) 現在、もうほとんど使われておりません。放置されています。
会	長	(重山会長) 他に質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第 25 号 2 番について原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員です。従って議案第 25 号 2 番は、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 25 号 3 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事	務	(満尾次長) 3 番 農地の所在、大字「大勝」、字「長道」、地番「1086-8」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、面積「330 m²」、権利種別「所有権移転」、譲渡人「□□氏 鹿児島市□□」、譲受人「○○氏 龍郷町○○」 説明します。申請者は現在町内の借家に居住しており、当該地に一般住宅を建築するものであります。申請地の南については公衆用道路を挟み農地に隣接しており、その他は宅地が広がっています。周辺路線においては排水不良を引き起こしている区域でもありますので、そのことを考慮し、ご審議ください。以上で議案第 25 号 3 番の朗読並びに説明を終わります。
会	長	(重山会長) ただいまの説明に関連して、大勝地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6	番	(大勝地区担当 飯田委員) 第 25 号 3 番について、令和 8 年 9 月 17 日、代理人の行政書士◇◇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査並びに関係人からの聞き取りをいたしましたのでご報告いたします。譲受人〇〇氏は、譲渡人□□氏から、一般住宅建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。許可申請に必要とする書類等については、議案に示されております。なお、事務局の方から説明がありましたように、こちらの周辺では排水不良の問題があります。ご審議くださるようお願い申し上げ、報告いたします。
議	長	(重山会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
1	番	(事前協議担当 恵島委員) 議案第 25 号 3 番について令和 8 年 9 月 17 日、重山会長、事務局、協議担当西田委員、恵島の 6 人で協議したことについて、恵島が報告いたします。報告書の 1 番から 5 番まで飛ばして、6 番が大事です。その他の懸案事項について、申請地付近の近くは地下水および満水時の排水処理に問題があり、集落からも要望が出されています。個人住宅としていたしましては、この辺については転用できないとなっていますので不適當と判断しました。以上、事前協議の結果として報告いたします。
議	長	これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
事 務 局		(満尾次長) 先に概算スケジュールについて説明させてください。前回の総会で、5 条申請には概算スケジュールをつけてほしいということでしたので事務局としては申請者にその点を伝えているところですが、今回に関しましては宿泊施設や店舗など、事業に関する申請にのみ提出いただきました。当申請は一般住宅ですので、概算スケジュールをいただきませんでした。やはり一般住宅も必要という事でしょうか。
5	番	(大江委員) それがやはり実行性につながると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。
事 務 局		(満尾次長) 分かりました。その旨申請者には伝えておきますが、ただし県への提出に必要な書類に概算スケジュールは入っておりません。龍郷町に関しては提出いただく、ということになります。その点をご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(迫地局長)

先ほど不相当と判断されたとありましたが、それまでの経緯について順を追って説明したいと思います。

まず地形についてです。議案書 12 ページの地図をご覧ください。写真の下の方の道路は旧国道となります。上の方に見えているのが新国道で、赤枠で囲っているのが申請地です。申請地の南側に接している道路ですが、東から西に向かって結構な傾斜がついています。この道の北側に、南側にもですが水路があります。この水路は申請地から更に西に向かっても傾斜がついています。現地をご存じの方は分かると思いますが、大雨の際にはこの排水路が溢れて、道路が冠水して通行できなくなる事態が多々発生しています。

その上でですが、近年、本地区における新築住宅が急速に増えたことによる排水不良が常態化しています。原因としては、農地の時は土地に水が浸透して問題なかったのが、農地が減り住宅からの生活排水が大量に増え、先ほどの排水路で排水不良を起こしてしまっている、という状態です。その対策による大勝集落からの青線水路拡張整備に関する要望書が令和 6 年 2 月 1 日に提出されました。この要望書を受け、町としても今後の本地区をとりまく周辺地域の宅地開発の進展、加えてこちらにある、県の林業試験場跡地の利用なども含め、慎重な判断をもって排水路路幅・改良計画を行うことが必要であるとし、令和 5 年 6 年度にかけて、排水流域調査及び現地調査を実施いたしました。

その中で、排水量に対し水路の断面が足りているのかという調査を行っておりますが、既存の水路断面で計算上は一応充足されているという結果が出ました。しかし、地形的な問題で、縦断勾配が無いまたは傾斜が小さくて逆勾配になっている箇所もあったということで、排水が滞留しやすい状況となっていることが判明しました。更には、下流側の流末、国道を渡った側の増水も慢性化しているという実態が確認されており、水路を単に拡張しても根本的な排水不良の解消にはつながらないものと推測されました。このことを踏まえまして、以下の通り町としての方針が出されております。

1. 応急処置として、本路線の堆積物や除草の除去・処分を行う。
これにつきましては、令和 7 年度に堆積物の除去を行っておりまして、一時的な排水対策を講じているところです。
2. 調査結果を踏まえ、既存排水路の勾配替えによる敷設替えを検討する。
3. 省略します。
4. 本路線に係る地区周辺の農地転用による宅地造成については、今後排水不良の解消が認めないうちは、防災上の観点から認めないこととする。

この内容につきましては、令和 7 年 5 月 30 日に大勝区長宛てで回答書を渡し、地元町会議員、集落民生委員、大勝地区担当農業委員の飯田委員を集めて説明を行っております。

それからこれは別の事案なのですが、先の方針を打ち出す前の令和 6 年 7 月、申請取り下げとなったケースがあります。当地域の水路に隣接する土地に、奄美市の福祉サービス事業所を経営するかたから家庭菜園レベルの B 型就労支援事業目的の 3 条申請がありました。しかし現地調査にて聞き取りを行ったところ、将来的に事業所をこの地区へ移転する予定があるということでしたので、豪雨時に道路の冠水が度々発生しているこの農地の取得については、施設利用者の安全面を考慮して、農地転用しての事務所移転は大変難しいという旨を伝えました。その後、申請者側から申請の取り下げとなりました。その際には、この地区で農地転用が増えているのになぜなのか、という質問をうけましたが、町としてこの方針が打ち出される、ということをお伝えしました。

以上が、この周辺地域の農地転用は認めないという方針が出された経緯です。

推 進 委 員	(節和推進委員) 7月ぐらいに、この近くで5条申請があったと記憶していますが、それは当てはまらなかったということですか。
事 務 局	(迫地局長) これに該当する場所では無かったので、転用が認められております。
5 番	(大江委員) 今の説明を聞きますと、この地域は転用を認めないと方針で決まっていたのであれば、受付時点でそれを伝え、農業委員会に提案するべき案件ではないと思うのですが。
事 務 局	(迫地局長) あくまでも判断するのは農業委員会ですので、受け付けました。
5 番	(大江委員) この旧道から新国道へと建設をした際に、側溝整備の検討等は現状としてあるのでしょうか。
事 務 局	(迫地局長) 側溝はありますが、新国道が出来たことにより急速に住宅化が進んだことで水路への排水が増えました。ただ、ここを広くしても、流末の地域が常に満水状態になってしまいます。ですので、そこから根本的に改良していかないと意味がないのです。その過程では水路の土地の買収や住民の同意などが必要であり、そのような対応を含めて、周辺農地への影響も考えられますので慎重に進めていくことになります。
議 長	(重山会長) 他に質疑はございませんか。 それでは質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第25号3番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。よろしいですか。挙手なしです。従って議案第25号3番は否決されました。 つぎに報告第4号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の合意解約について」を議題とします。議案第4号2番について、事務局より合意解約の内容及び説明をお願いします。

事務局	(小林主査) 報告第4号の資料をご覧ください。農用中間管理権による農地中間管理事業利用権の合理解約について申し出がありましたので報告いたします。令和8年9月25日提出。 申し出の地番は、「龍郷町大字取得字長浜地番615-1」、地目・登記簿・現状・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、面積「3360㎡」、出し手「〇〇氏埼玉県〇〇」、受け手「法人□□」。 合意解約の希望日は、令和8年11月末を予定しております。合意解約の理由としましては、農薬及び堆肥の使用において、隣接する民家の方との良好な関係を保つことが困難なためでございます。補足としまして、この農地は次の受け手が決まっており、相談を受けているところです。以上、ご報告とさせていただきます。
議長	(重山会長) ただ今の説明に関して何かございませんか。
7番	(西田委員) 農薬を使うことで、近隣の住民から苦情が出たということですが次の受け手のかたは大丈夫なののでしょうか。
事務局	(小林主査) 次の受け手は畜産を営んでおりまして、この当該農地の利用としては牧草を育てるということで聞いております。
議長	(重山会長) 他にございませんか。 なければ以上で報告を終わります。
《日程第4》	
議長	日程第4、協議事項に入ります。協議すべきことはありませんか。 なければ、以上で協議事項を終わります。
《日程第5》	
議長	日程第5、その他について何かございませんか。 なければ、以上でその他を終わります。 これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。 令和8年第9回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。